

令和6年10月1日

ななえ新病院

一般名処方加算に関する掲示

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みの一環として、院外処方箋の発行の際に「一般名処方」を実施しております。

当院も一般名処方の推進を行っています。また、一般名処方にすることは医薬品の供給が不安定な中であっても、必要とする患者様に安定的に医薬品を供給するための方策の一つとなります。また、院内処方を使用する医薬品につきましても後発医薬品の導入を推進しています。

令和6年10月より、医療上の必要性があると認められない場合に、患者様の希望により長期収載品を処方等した場合は、後発医薬品との差額の一部が選定療費として患者様の自己負担となります。選定療費は、保険適用外のため消費税が別途かかります。

以上、ご理解のほど、よろしくお願い致します。